

「子育て」「教育」部門集約 「えびな子どもセンター」開設

子育てと教育の部門を集約した「えびな子どもセンター」がスタート。これまで母子保健に関する窓口は「保健相談センター」、保育所・幼稚園、義務教育は「本庁舎」など、手続きによって場所が異なっていた窓口を1カ所に集め、子どもに関連する手続きがスムーズに行えるようにした施設です。



妊娠から青少年期まで

「えびな子どもセンター」の開設に伴い、妊娠・出産、乳幼児、義務教育、青少年に関する部署を集約しました。妊娠・出産・育児に関わる母子保健から、学校教育までの連携をスムーズにすることで、職員間の専門知識の共有につなげ迅速な課題解決を図ります。さらに連携会議や調整会議を設けて、子どもの成長に対応した支援体制を構築します。「えびな子どもセンター」のフロア案内は下図のとおりです。

えびな子どもセンターフロア案内

3階	子育てに関すること 子育て相談課 (子ども家庭相談室、子育て支援センター)
2階	小学校・中学校などに関すること 教育総務課 (教育委員会会議、学校施設、埋蔵文化財) 就学支援課 (就学、スクールライフサポート、学校給食費) 教育支援課 (学習支援ボランティア、学校ICT) 学び支援課 (学童保育、若者支援、図書館)
1階	妊娠～幼児期などに関すること 子ども育成課 (母子保健、子どもの予防接種、ひとり親家庭) 保育・幼稚園課 (保育所・幼稚園、病後児保育)

えびな子どもセンター

「福祉」「健康・保険」 「子育て」の分野ごとに再編

「福祉」「健康・保険」「子育て」を担っていた担当部署を再編し、乳幼児から高齢者まで、幅広い年代のライフスタイルに応じた市民サービスの提供を行います。

具体的には、これまで健康づくり課が一括で行っていた「健康づくりに関する事務」を、子ども・成人・高齢者ごとに分け、

新設した「子ども育成課」「健康推進課」「地域包括ケア推進課」で行います。

福祉医療費と手当に関する業務は「国保医療課」へ、国民健康保険税の収納事務は「納税課」へ移管します。

そのほか、地域包括ケアへの取り組み強化や生活保護業務の体制強化を行いました。

都市計画や道路整備などの まちづくり行政を一元化

都市基盤や交通ネットワークの整備の一体的な推進を図ります。「海老名市住みよいまちづくり条例」の施行に合わせ、本庁舎4階には開発に関連

した情報の収集をしやすくするため、閲覧コーナーを設けました。今後は、1カ所で行政サービスが提供できるワンストップ化を目指します。

4月1日から「海老名市住みよいまちづくり条例」を施行

まちづくりの「自然との調和」と「良好な居住環境の整備と維持保全」を図るために、市・市民・開発事業者の3者が協働して取り組むための制度を定めました。また、「住みたい住み続けたいまち 海老名」の実現を目

指すことを理念に、開発事業の手続きや基準などを定め、明確にしました。これからは、まちづくりに関わる全ての方が権利と責任を持つこととなります。

条例の2本柱

「市民参加のまちづくり」
「地域に配慮したまちづくり」

市民参加のまちづくり

- 自分たちの住むまちの、重点計画や市民活動計画を立案して、守っていくことができます。
- 市に対して、都市計画への意見や都市計画の提案ができます。

地域に配慮したまちづくり

- 開発事業を「特定開発事業」「大規模開発事業」「通常の開発事業」の3種に分けて、手続きや地域への対応などを明確にしました。
- 大規模な開発事業では、事前に地域の方を対象にした事業者による説明会が行われます。
- 安心安全で快適な生活環境を確保するため、公共施設などの整備基準を示しました。

詳細は都市計画課・まちづくり指導課へ。または、市ホームページをご覧ください。